

一般社団法人日本看護学校協議会
看護師教育課程試案作成にあたって

看護師基礎教育における教育課程（カリキュラム）は、1948年にWHOの健康の概念が示され、看護の概念も拡大し、1967年に改正された指定規則で、母性、小児、成人という人の成長・発達段階を切り口にした看護学が創設された。それ以降、人口の高齢化を受けて老年看護学が誕生し、さらに、心の問題を扱う精神看護学、病院から在宅へのシフトを意識して在宅看護論が創設された。現行の対象特性に応じた7領域の看護学が形を整えたのが1996年（指定規則第3次改正）であった。その後、医療安全や新人看護師の離職率が問題になり、看護実践能力強化をめざして、2008年に統合分野を創設して、現在に至っている。

教育は10年後、20年後に活躍する人材を育成する。2025年、さらにその先の日本は、①人口の減少、なかでも、②生産年齢人口の減少、③出生数の減少にも歯止めがかからず、一方、④老年人口の割合は激増する。人生100年時代を迎え、一人暮らしの高齢者の激増、認知症高齢者は5人に一人と予測される社会である。誰が介護をするのか、誰が社会を支えるのか、大きく変化する社会を今、私たちはしっかり受け止めなくてはならない。そして、このような社会で必要とされる看護師を育てるのが学校・養成所の使命である。

これからの社会は、市町村レベルの「地域」が主体になる。高齢化率や健康問題、さらにそこで働く専門職者にも地域格差はある。そこに住む人々の文化的背景や価値観などにも違いがある。そのなかで、どう人々の生命と生活を支えて行くか、その対策は「地域」により違って当然である。

多くの学校・養成所では、指定規則に定める対象特性格看護学（発達段階、心的側面、療養の場の違いを含めてこのように表す）をそのまま画一的に学校・養成所に取り入れ、運営してきた。地域のニーズに応え得る看護師養成をめざすとき、画一的ではなく、地域のニーズ、学校の教育理念を反映した特徴あるカリキュラムの柔軟な開発、運営が必要である。

学校・養成所の所在する「地域」はどんな地域か、どんな人々が暮らしているのか、どんな社会資源があり、どんな人材がどこにいるのか、それらをどう人々の生命と生活を守るのに役立てるのか、そのようなことが考えられる人材を育成することが重要である。

厚生労働省は2022年の入学生から新しいカリキュラムで教育が行えるように指定規則等の見直しをすすめている。しかし、前述した7領域の大幅な変更はしない、という方向性を示している。そうであれば、なおさら、社会の変化に取り残されないように、今、学校・養成所が「地域」を意識して、「地域」に必要とされる人材育成にむけて、柔軟に自校のカリキュラムを開発していかなければならない。

病院完結型から地域完結型へのシフトが不可欠ななか、「地域」は対象特性を超えた場である。さまざまな発達段階の人がいる。働く人も、学ぶ人もいる。健康のレベルも元気な人も、終末期にある人もいる。「地域」で災害が発生したら数多くの人々の生命が危険に晒され、生活が困難になる。これからの「地域」での生活を支えるには、対象特性にこだわった

看護学を教授するだけではいけない。「地域」の人々の生命・生活を守るには多職種連携教育の導入は必至である。これまでの教育に取り入れていなかったものも積極的に取り入れ、如何に地域に貢献する人材育成ができるか、が今、まさに問われている。それを各学校・養成所が考えるためのこのたびの指定規則の改正と受け止めたい。

人口の減少は、看護職者の需給にも影響を与える。看護師養成所、大学、高等学校、さまざまな学校種があり、平成元年に比して、看護職員の就業者数は約 2 倍になっている。しかし、人口の減少に伴い、量ではなく、質が問われる時代になるのは間違いない。地域を愛し、地域のニーズに応える得る人材をどう育て、地域社会に輩出できるか、これが学校・養成所に問われるのである。国家試験も今後「地域」で「自ら、考え行動できる」ことを意識した出題が多くなると予想される。今後そのような変化に応えられない学校、養成所は淘汰される時代が来ると認識しなければならない。また、教育の質、卒業生の質が問われる時代にあつて、看護基礎教育のカリキュラムは、新入期（少なくとも卒業後 1 年程度）の到達状況を見ずにその善し悪しの判断はできない。卒業したら終わりではなく、地域で活躍する人材養成であり、まさに地域で活躍できているか、その評価も合わせて、自校のカリキュラムを開発し、地域に必要とされる学校・養成所にしていく必要がある。卒業生の姿から自校の教育を振り返り、変化させる柔軟さこそがこれから生き残る学校・養成所になると認識したい。

そのような背景を受け止めて、一般社団法人日本看護学校協議会では 2014 年からカリキュラム試案を検討し、その成果はホームページ等で提示したが、それをこのたびの指定規則の改正の動きに合わせて、新たに対象特性を超えて、広がる場を意識したカリキュラム試案を作成した。同時に、厚生労働省の第 2 回看護基礎教育検討会で提示した領域横断型カリキュラム編成の具体例も別途、提示する。それらを是非、参考にさせていただき、各学校・養成所のカリキュラム開発に役立てていただけると幸いである。